

○療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

【入院基本料に関する届出事項】

◆2階病棟(療養病棟入院基本料 20 対 1:50 床)

当院では、1日に1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と8人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯	9時00分～16時30分	看護職員一人当たりの受け持ち数は8人以内 看護補助者一人当たりの受け持ち数は8人以内
夜勤帯	16時00分～9時30分	看護職員一人当たりの受け持ち数は25人以内 看護補助者一人当たりの受け持ち数は25人以内

◆4階病棟(障害者施設等入院基本料 10 対1 54 床)

当院では、1日に17人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

日勤帯	9時00分～16時30分	看護職員一人当たりの受け持ち数は5人以内
夜勤帯	16時00分～9時30分	看護職員一人当たりの受け持ち数は27人以内

【北海道厚生局長への届出事項】

◆基本診療料の施設基準届出

療養病棟入院基本料1
障害者施設等入院基本(10:1)
診療情報管理体制加算3
特殊疾患入院施設管理加算
重症者等療養環境加算
療養病棟療養環境加算1
医療安全対策加算2
後発医薬品使用体制加算2
データ提出加算

◆特掲診療料の施設基準に係る届出

がん治療連携指導料
肝炎インターフェロン治療計画料
地域連携診療計画加算
検査、画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料(電子的診療情報評価料)
医療機器安全管理料1
CT撮影及びMRI撮影(16列以上64列未満のマルチスライス)
脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
運動器リハビリテーション料(I)
呼吸器リハビリテーション料(I)
集団コミュニケーション療法料
人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
導入期加算1
下肢末梢動脈疾患指導管理加算(下肢末梢動脈疾患のリスク評価及び指導管理等 有)
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術)

○療養担当規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項

【北海道厚生局長への基本診察料に関する届出事項：入院時食事療養(I)】

当院は、入院時食事療養(I)に適合している旨の届出を北海道厚生局へ行っております。

当院は、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

【明細書に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者等で医療費の自己負担がない方についても、平成22年4月1日より明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査等の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、**明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。**